

1 事業実施に関する基本姿勢

(1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては各施設等の文化財的価値を十分に理解し、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭に置いて作業を行うこと。

(2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は、多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮すること。また、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

(3) 作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉遣い、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

2 入退城

(1) 城内での作業時間は、午前8時30分から午後5時までとし、業務が観覧等に支障を来す場合には本市と事前協議のうえ、時間外に行うこと。時間外の作業は、原則として午前7時30分以降、午後10時までとする。なお、時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。

(2) 入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

(3) 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検札を受け、車両入城証を受け取り入城すること。退城時には車両入城証を返却すること。

(入退城門、時間帯)

- ・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで
- ・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

(5) 車両が城内を走行する場合は、時速5キロ以下とすると。

(6) 二条城周辺での路上駐停車は厳禁とする。

3 進行管理

(1) 事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。

(2) 作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。

- (3) 作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。
- (4) 事業者は、公序良俗に反するがないよう十分な注意をもって業務を実施すること。
- (5) 軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い、実施すること。
- (6) 事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

4 安全管理

- (1) 事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の文化観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には適切に対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他の施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従い復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。
- (6) 火気の使用は原則禁止とする。

5 その他諸注意

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。
- (3) 車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両進入禁止とする。
- (4) 人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。
- (5) 作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (6) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (7) 城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。

以上